

持込ニュース23 No.50

* 本紙は持込事業者の皆さまにお届けしています *

令和5年3月20日発行
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部 管理課



不法投棄は犯罪です！！

材質が紙とプラスチックの混合物であり、産業廃棄物であるコロナワクチンシールを一般廃棄物と称して清掃工場に搬入。廃棄物処理手数料の減免制度を悪用し、半額の手数料で不法投棄する悪質な事案が発生しました。ニュースやインターネット等で報道され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反で有罪が確定。不適正な収集運搬を行った法人の代表者に懲役1年6ヵ月（執行猶予3年）と罰金50万円が併科されました。また、法人にも罰金200万円が科されました。



※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一部抜粋）

第14条第15項 受託違反

個人・・・5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科。法人・・・1,000万円以下の罰金。

第16条 投棄禁止

個人・・・5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科。法人・・・3億円以下の罰金。

清掃工場への産業廃棄物の持込みは不法投棄となります！！

【受入基準についての問合せ】

管理課搬入指導係 ☎03-6238-0731

令和5年度 定期点検補修・中間点検の予定について

令和5年度の各清掃工場における、定期点検補修・中間点検の予定時期をお知らせします。
搬入先の変更については、以下の期間に加え、前後数週間の調整期間を含めたものになります。したがって、「搬入先の変更期間」と「定期点検補修・中間点検の期間」は一致するものではありません。以下の表は、目安としてご活用ください。

工場名	定期点検補修	中間点検	工場名	定期点検補修	中間点検
中央	4月～7月	11月～12月	豊島	4月～7月	11月～12月
港	7月～12月	—	板橋	7月～11月	1月～2月
品川	7月～10月	1月～2月	練馬	10月～12月	4月～5月
目黒	—	11月～12月	光が丘	1月～3月	7月～8月
大田	1月～3月	6月～8月	墨田	1月～3月	6月～7月
多摩川	4月～7月	11月～12月	新江東	7月～11月	1月～3月
※世田谷	7月～11月	1月～2月	有明	4月～8月	11月～12月
千歳	—	6月	足立	10月～12月	4月～5月
渋谷	1月～2月	6月	葛飾	4月～7月	11月～12月
杉並	1月～3月	7月～8月	—	—	—

※世田谷清掃工場は調整停止のため、点検等とは別に4月から5月まで停止します。

※千歳清掃工場は延命化工事のため、令和6年2月頃から停止します。

年度途中での搬入計画の変更について

作業場所の増減などにより、ごみ量の増減が見込まれるときは、搬入計画を変更することができます。変更要望は、まず、お電話にてご相談ください。

※変更は、4月3日（月）を初回として原則毎週月曜日付け（※4月・5月・翌3月は隔週での変更となります。）で行います。詳しくは、継続持込管理システムのお知らせ欄の【搬入計画の変更要望について】をご覧ください。

継続持込管理システム URL <https://seisou-23.tokyo/henkou/>

【搬入計画の問合せ】TEL 03-6238-0827

廃棄物区別排出割合の調査について

※自己持込事業者様対象

組合及び23区の行政計画の策定や、ごみ減量の取組の参考とするため、自己持込事業者様には、廃棄物区別排出割合の調査を実施しています。令和4年度分についても、令和5年4月中旬頃実施しますので、回答をお願いします。

発行：東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部管理課 搬入承認・手数料係

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館13階

TEL 03(6238)0737 FAX 03(6238)0740



清掃工場のお兄さん

ご協力お願いします。

印刷物登録

令和4年度 第142号